

株式会社ジャネット所属ベル式206B型JA6113及び  
海上保安庁所属テキストロン・アビエーション式B300C型JA871Bの  
航空重大インシデント調査について  
(経過報告)

令和5年9月28日  
運輸安全委員会(航空部会)

運輸安全委員会は、令和4年10月15日、能登空港において、海上保安庁所属テキストロン・アビエーション式B300C型JA871Bが滑走路を地上走行中、株式会社ジャネット所属ベル式206B型JA6113が同滑走路から離陸した航空重大インシデントについて、令和4年10月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

## 1. 航空重大インシデントの概要

株式会社ジャネット所属ベル式206B型JA6113は、令和4年10月15日(土)、能登空港において、海上保安庁所属テキストロン・アビエーション式B300C型JA871Bが駐機場に向けて地上走行している滑走路から離陸した。

## 2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則(昭27運輸省令56)第166条の4第1号中に規定された「他の航空機が使用中の滑走路からの離陸」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和4年10月15日、本重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか2名の航空事故調査官を指名した。現時点までに、関係者からの口述聴取、飛行場対空援助業務用TV装置の映像の解析等を実施した。

本調査には、航空重大インシデント機機の設計・製造国であるアメリカ合衆国の代表が参加している。

### 3. 判明している主な事実情報

#### (1) 飛行の経過

株式会社ジャネット所属ベル式206B型JA6113（以下「A機」という。）は、学校法人日本航空学園が主催する航空祭において、同空港の場周空域を飛行する遊覧飛行を複数回行っていた。



図1 A機

海上保安庁所属テキストロン・アビエーション式B300C型JA871B（以下「B機」という。）は、給油のために同空港の滑走路07に着陸し、機体を転回させるため、滑走路25のターニングパッドへ向けて滑走路上を地上走行していた。



図2 B機

同空港は、飛行場管制業務が行われておらず、大阪対空センターの航空管制運航情報官（以下「能登レディオ」という。）が航空機の航行に必要な情報の提供、管制業務を行う機関と航空機との間の管制上必要な通報の伝達、その他航空機の航行の安全に必要な情報を提供する飛行場対空援助業務を行っていた。

A機は、5回目の遊覧飛行の離陸準備ができたことを能登レディオへ通報し、能登レディオから滑走路上に障害物等がないことの情報を受領した。A機は、滑走路に進入する手前の位置で、自機の前方の滑走路上を確認し、左旋回しながら滑走路へ進入してすぐに離陸上昇を始めた。

その頃、B機は、滑走路25のターニングパッドで機体の転回が終わったところであり、能登レディオがA機に滑走路上に障害物等がないことを通報している無線を聴取するとともに、前方の滑走路上にA機を視認したため、その場で停止し、自機が滑走路上にいることを能登レディオへ通報した。

能登レディオは、B機から通報を受け、A機にその場で待機するよう通報したが、A機から既に離陸しており、B機を前方に視認しているとの通報があった。

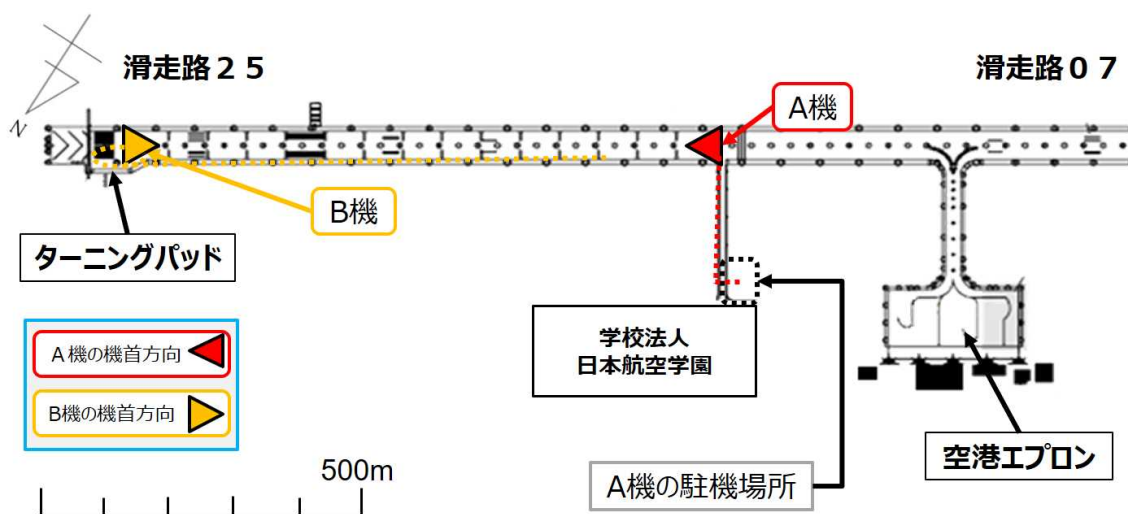


図3 本重大インシデント発生時の位置関係

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

重大インシデント発生時間帯の同空港の航空気象定時観測気象報は、次のとおりであった。

10時00分 風向定まらず、風速 5kt、卓越視程 10km以上、  
雲 雲量 1/8 雲形 積雲 雲底の高さ 1,000ft、  
雲量 3/8 雲形 積雲 雲底の高さ 1,500ft、  
雲量 5/8 雲形 積雲 雲底の高さ 3,500ft、  
気温 19℃、露点温度 17℃、  
高度計規正值 (QNH) 30.11 inHg

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、能登レディオとA機及びB機との無線交信状況など、更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。